

## 第3回宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会会議次第

◎日時 平成16年1月7日（水）

午後2時から午後4時まで

◎場所 宇都宮市役所14階A会議室

### 1 開会 (午後2時～午後2時1分)

### 2 議事

(1) 第2回会議の会議録について【資料1】 (午後2時1分～午後2時5分)

(2) 指針素案の概要構成、第1章から第3章までの内容の一部変更について

【別紙，資料2】

(午後2時5分～午後2時20分)

(3) 指針素案の概要（第4章及び第5章）について【別紙】

第4章について（午後2時20分～午後3時40分）

第5章について（午後3時40分～午後3時50分）

(4) 提言書案のまとめ方について (午後3時50分～午後3時55分)

### 3 その他 (午後3時55分～午後3時58分)

### 4 閉会 (午後4時)

#### 配付資料一覧

別紙 宇都宮市人権施策推進指針の概要について（一部修正版）

資料1 宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会第2回会議会議録（案）

資料2 第4章「重要課題への対応」の並び順について

資料3 宇都宮市人権施策推進指針（素案）

資料4 今後の会議日程について

人権施策推進に関する意見等について（意見等提出書）

# 第3回宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会会議次第

◎日時 平成16年1月7日（水）

午後2時から午後4時まで

◎場所 宇都宮市役所14階A会議室

## 1 開会

## 2 議事

(1) 第2回会議の会議録について【資料1】

(2) 指針素案の概要構成、第1章から第3章までの内容の一部変更について

【別紙，資料2】

(3) 指針素案の概要（第4章及び第5章）について【別紙】

(4) 提言書案のまとめ方について

## 3 その他

## 4 閉会

### 配付資料一覧

別紙 宇都宮市人権施策推進指針の概要について（一部修正版）

資料1 宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会第2回会議会議録（案）

資料2 第4章「重要課題への対応」の並び順について

資料3 宇都宮市人権施策推進指針（素案）

資料4 今後の会議日程について

人権施策推進に関する意見等について（意見等提出書）

# 別紙

## (仮称) 宇都宮市人権施策推進指針素案の概要について

### 第1 構成について (案)

#### 第1章 基本的な考え方

- 1 指針策定の趣旨
- 2 指針の目標
- 3 指針の位置付け
- 4 指針策定の背景

#### 第2章 様々な場を通じた人権施策の推進

- 1 学校
- 2 地域社会
- 3 家庭
- 4 企業

#### 第3章 特定職業従事者に対する人権施策の推進

- 1 市職員
- 2 教職員・社会教育関係職員
- 3 医療・福祉関係者
- 4 マスメディア関係者

#### 第4章 重要課題への対応

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題
- 6 感染症患者等
- 7 外国人

#### 第5章 推進体制等

- 1 推進体制
- 2 全市的な取組機運の醸成のための方策の検討

## 第2 各章の概要について

### 第1章 基本的な考え方

#### 1 指針策定の趣旨

##### (1) 人権とは

- ・ 人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利であり、誰もが生れながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利」である。
- ・ 日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）と基本的人権を保障するとともに、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない、又濫用してはならない」（第12条）としている。
- ・ 憲法が保障する基本的人権とは、まず、「個人の尊厳と生命、自由及び幸福追求の権利を尊重する」（第13条）とされ、また、「法の下では平等であり、差別されない」（第14条）とし、さらに、個別具体的なものとして、「思想・良心、表現、学問の自由」（第19条、第21条、第23条）や、「健康で文化的な生活をおくる権利」（第25条）などである。
- ・ さらに、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（第97条）としている。

##### (2) 人権が尊重される社会づくりの必要性

- ・ 人権が尊重される社会とは、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解をもつとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことができる社会をいうものである。
- ・ この社会を実現するためには、市民一人ひとりに、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を敏感にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識が身に付くようにすることが必要である。

- ・ なお、人権という名のもとに自己の権利のみを強く主張する傾向が見受けられることがあるので、正しい人権意識が身に付くようにすることも必要である。

### (3) 本市における人権に関する取組と現状

- ・ 市では、市民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、人権問題を解決するため、学校、地域社会における教育活動や啓発活動など諸施策を実施してきた。
- ・ しかし、平成14年7月に市政に関する世論調査を実施したところ、市民の人権意識はまだ十分とは言えない状態にあることが明らかになった。
- ・ まず、市民が人権の状況をどのように把握しているかについて、「あなたは今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である」と思いますか。」質問したところ、「そう思う」は18.7パーセント、「そう思わない」は11.7パーセントと、明解な判断は留保し、64.7パーセントという多くの市民が「いちがいに言えない」と認識している。このことは、全体像を的確に現しているとも言える。
- ・ また、自己の人権問題に関する認識では十分ではない状態が明示された。
- ・ 他人の人権を侵害したことがあるか、否かの経験を、「あなたは今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。」と質問したところ、「あると思う」は、わずかに4.5パーセントに過ぎず、反対に「ないと思う」がほぼ半数の49.2パーセントにも達していた。
- ・ この市民の認識の水準は、国や栃木県の調査結果と同じ傾向を示しているが、人権問題に関する取組は「あると思う」という反省から出発することが望まれる。
- ・ 少なくとも「自分では気づかなかつたが、あるかもしれない」の43.2パーセントが、「あると思う」に変容することを望みたい。
- ・ 以上のことから、「人権意識の高揚」は、依然、市政の重要な課題の一つである。

#### (4) 指針策定の必要性

- ・ このようなことから、本市では、平成15年2月に第4次総合計画改定基本計画を策定するに当たり、「まちづくりの課題」や「まちづくりの目標」、「計画推進の基本姿勢」などの総論部分をはじめ、各論の中においても「男女共同参画社会の実現」、「高齢者、障害者及び児童福祉の充実」など各種人権施策に取り組むこととした。
- ・ これまで、人権に関する事業については、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、感染症患者等、外国人など分野毎に各担当課において実施してきたが、今後、総合的かつ効果的に実施するためには、人権施策に関する市総体としての基本的考え方や施策の基本方向を明示する必要がある。
- ・ このようなことから、「宇都宮市人権施策推進指針」を策定することとした。

## 2 指針の目標

- ・ すべての人が、個人として尊重され、その人権が擁護されることは、平和で希望と活力のある社会や個人の能力が十分に発揮できる社会の基礎的な条件である。
- ・ 市民一人ひとりに人権の概念及び価値が理解され、宇都宮市において人権という普遍的文化を構築する（人権について、お互いに理解し、尊重し合うことを暮らしの中の一つの文化として創造していくこと。）ことを目的に、人権尊重の精神の涵養を目指した教育活動、人権尊重の理念の普及高揚を図るために行う研修、広報などの啓発活動その他の各種人権施策を推進することを指針の目標とする。

### 3 指針の位置付け

- ・ この指針の策定は、「宇都宮市第4次総合計画改定基本計画」の総論部分をはじめ、各論の中においても人権にかかわる各種施策に取り組むこととしたことを受けて、本市が今後実施すべき人権施策についての基本理念を明らかにし、主要な人権分野における具体的施策の基本方向を示すものである。
- ・ この指針に基づき、本市が現在策定している分野別の計画との調整を図りながら、個別分野の枠組みを超えて人権施策を総合的に推進するとともに、市政の執行に当たっては、常に人権尊重の観点から十分に配慮するものとする。

### 4 指針策定の背景（人権をめぐる国内外の情勢）

#### (1) 国際社会での人権尊重の取組

- ・ 国連は、昭和23（1948）年に「世界人権宣言」を採択し、この宣言に法的拘束力を持たせて、その理念を実効あるものにするために、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめとして27にのぼる人権関係諸条約を採択するなど人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。（現在我が国が批准した条約は11である。）
- ・ このような様々な取組にもかかわらず、地域紛争や民族紛争の多発により人権をめぐる深刻な問題が表面化し、人権尊重に向けて取り組む気運が高まった。
- ・ そして、平成6（1994）年に、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「国連行動計画」が示された。
- ・ この国連行動計画は、各国において「国内行動計画」を策定し、実効ある人権教育を実施することを求めている。

## (2) 国内での人権尊重の取組

- ・ 日本国憲法の制定後、教育基本法、障害者基本法、高齢社会対策基本法、男女共同参画社会基本法などの各種法律を制定し、種々の施策が実施されてきた。
- ・ 国は、「人権教育のための国連10年」の対応に当たっては、平成7年、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定した。
- ・ また、平成12年には、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定した。



第2章 様々な場を通じた人権施策の推進

市民一人ひとりが、人権問題を直感的にとらえる感性を磨き、日常生活において人権意識が行動に現れるような態度を育成するための施策を、「様々な場」を通じて推進する。

	学 校	地域社会	家 庭	企 業
(1) 現状と課題	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校においては、様々な人権問題にかかわる差別意識の解消を目指し、人権を尊重する教育を積極的に推進している。</li> <li>いじめは人権にかかわる重要な問題であり、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されることではない」という認識に立って、「人権を大切にす教育」を徹底</li> <li>しかしながら、学校では依然としていじめ、体罰などの問題が生じている。</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の学校教育では生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みや気持ちが理解でき、それに対する行動ができるなど、他人を思いやる心及び正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成することが重要である。そのためには、我が国や世界の歴史を学び、先人の世界観、人生観をひもときながら、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者との交流教育などの豊かな体験の機会の充実が必要である。</li> <li>国際化、高齢化等が進展している状況の中で、価値観の多様性や異質性を容認する「共生の心」の醸成を図る教育を推進することが必要である。</li> <li>教職員は、人権教育の推進に果たす役割の重要性を自覚し、自己啓発に努めるとともに、学校、教育委員会においても教職員研修を計画的に推進する必要がある。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市ではこれまで、地域住民の自発的学習活動を基盤に、人権に関する学習が進展できるよう、生涯学習の一環として生涯学習センターや地域コミュニティセンター中心の講座開設及び交流活動など、人権に関する多様な学習機会を提供</li> <li>社会教育関係団体等に対し、人権に関する学習活動の主体的な展開の指導・助言や、県開催の人権教育指導者一般研修会への参加・各種啓発資料等の積極的活用等を通し、人権教育及び啓発を推進</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査によると、人権問題は自分とは直接かかわりのない問題として捉えられており、自分の生き方にかかわる重要な問題としての意識が薄い傾向があるので、人権意識を醸成する必要がある。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭は、子どもにとっては家族との愛情をもとにした触れ合いを通じて、人権の重要性を認識し、基本的な生活習慣や社会規範を身に付けたり、社会性を習得するなど、人格を形成する基盤である。</li> <li>少子化や核家族化、都市化などにより、家庭の養育能力や教育力が低下し、子どもの親に対する暴力及び親の子どもに対する虐待、特に養育の怠慢や放棄などの人権問題が発生</li> <li>高齢者に対する虐待などが生じているほか、家庭内などで配偶者などから受ける身体的、心理的、性的、経済的暴力が、人権を侵害するものとして深刻な社会的問題化</li> <li>市ではこれまで、家庭における虐待や暴力をなくすよう、啓発活動を推進するとともに、虐待等を防止するための相談・支援体制を充実</li> <li>家庭教育に関する学習機会の提供や「しつけ」に関する冊子、家庭教育手帳の配布など家庭を支援する様々な取組を実施</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの態度を子どもに示すことが重要である。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の法定雇用率達成の問題、高年齢者の継続雇用の問題、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）問題、男女の採用選考並びに賃金及び昇進等の格差是正などの未解決の問題が存在している。</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業は、その活動を通じて地域や多くの市民と深く関係し、更に、社会的責任を果たすだけではなく積極的に社会的貢献を求められているので、人権教育・人権啓発の一層の取組が必要である。</li> </ul>
(2) 施策の基本方向	<p>ア 子どもの発達段階に応じた人権教育の推進</p> <p>イ 豊かな人間性を育成する教育の推進</p> <p>ウ 指導内容及び方法等の充実</p> <p>エ 家庭や地域社会との連携</p>	<p>ア 幼児期から高齢期までにおける学習機会の充実</p> <p>イ 学習プログラムの開発及び提供</p> <p>ウ 人権教育に関する指導者の養成及び指導者層の充実</p> <p>エ 人権啓発の推進</p>	<p>ア 家庭教育及び子育て支援事業の推進</p> <p>イ 相談・支援体制の充実</p> <p>ウ 関係団体との連携及び学習支援</p> <p>エ 学習機会の充実及び情報提供</p> <p>オ 「家庭の日」の普及・啓発</p> <p>カ 人権啓発の推進</p>	<p>ア 公正な採用選考の確保</p> <p>イ 企業における人権啓発への積極的支援</p>

第3章 特定職業従事者に対する人権施策の推進

人権にかかわりの深い特定の職業の従事者に対しては特に人権教育・啓発が重要であることからその内容の充実等に努める。

	市職員	教職員・社会教育関係職員	医療・福祉関係者	マスメディア関係者
(1) 現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員は、市民の日常生活のあらゆる場に密接に関与しており、市民の人権を守る責任と義務を有する立場にあることから、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが求められている。</li> <li>人権に配慮した行政を進める上でも、職員一人ひとりが、人権問題に対する豊かな感覚及び正しい認識を深めるとともに、それを行動に転化する態度が重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの人格形成を促進し、人権意識を高める上で、教職員の果たす役割は極めて重要である。したがって、教職員はその使命感を自覚し、自らの人権感覚を磨きながら幼児児童生徒の発達段階に即した人権教育を推進することが必要である。</li> <li>地域社会において人権教育を指導し推進する立場にある社会教育主事や生涯学習センター職員などの社会教育関係職員に対しては、人権にかかわる問題の解決に資する指導力が必要である。</li> </ul>	<p>ア 医療関係者</p> <p>医師、歯科医師、看護職員などの医療従事者は、人々の生命や健康の維持及び増進を図る業務に従事していることから、業務の遂行において、患者や家族のプライバシーに対する配慮に努めるなど、人権意識に根ざした行動や判断が求められている。</p> <p>イ 福祉関係者</p> <p>民生委員・児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、福祉施設職員など福祉関係者は、子ども、高齢者、障害者等の生活相談や介護業務などに直接携わっており、業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーや人権尊重に対する十分な認識と配慮、職業的倫理が求められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報化社会の現代において、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアが、人権教育・啓発の媒体として果たす社会的役割は大きい。</li> <li>マスメディアは人々の人格形成や社会の風潮にも大きな影響を持っていることから、紙面・番組等の編集・制作を行う際に、適切な人権上の配慮が求められている。</li> </ul>
(2) 施策の基本方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員が人権問題を自らの課題として受け止め、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、様々な人権課題に即した研修を実施し、人権意識を醸成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員が人権に関する正しい理解と人権尊重の理念についての十分な認識を持つことができるよう、組織的、計画的な研修・研究体制を整備する。</li> <li>参加体験型学習を取り入れるなど研修内容の充実を図り、教職員の資質の向上と指導力を強化する。</li> <li>社会教育関係職員に対しては、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権意識や指導力の向上を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、県等で開催する社会教育関係職員研修会への参加を促進する。</li> </ul>	<p>ア 医療関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者に対し、インフォームド・コンセント（患者の診断や治療に当たって十分な説明を行い、患者がそれを理解、納得、同意した上で、医療行為を進めること）の理念の普及・徹底を図り、人権意識を一層向上させるための人権教育・人権啓発が推進されるよう要請する。</li> <li>医療関係者を育成する養成機関で人権教育・人権啓発の普及充実が図られるよう要請する。</li> </ul> <p>イ 福祉関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設等で人権に配慮した処遇の徹底に努めるとともに、福祉関係者に対する人権教育・人権啓発を普及充実する。</li> <li>福祉関係者を養成する養成機関で人権教育・人権啓発が推進されるよう要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスメディアに従事する関係者に対し、人権教育・啓発を推進するための自主的な取組が行われるよう促す。</li> <li>マスメディア関係者に対し人権問題の報道について積極的に取組がなされるよう要請する。</li> </ul>

第4章 重要課題への対応

人権教育・啓発の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、感染症患者等、外国人の重要課題に関して、それぞれ固有の問題点について取り組むとともに、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも取り組む。

また、以上のほか、刑を終えて出所した者、犯罪被害者等の人権課題についても、引き続き、偏見や差別などが解消され、人権が尊重されるよう教育・啓発に努める。

	女性	子ども	高齢者	障害者	同和問題	感染症患者等	外国人
(1) 経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際社会</li> <li>国</li> <li>市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際社会</li> <li>国</li> <li>市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際社会</li> <li>国</li> <li>市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国</li> <li>市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国</li> <li>市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H I V感染者</li> <li>国際社会</li> <li>国</li> <li>市</li> <li>ハンセン病</li> <li>国</li> <li>市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際社会</li> <li>国</li> <li>市</li> </ul>

	女性	子ども	高齢者	障害者	同和問題	感染症患者等	外国人
(2) 現状と課題	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人々の意識には今なお、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、真の男女平等を実感できるには至っていない。</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊かで活力ある社会を構築していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題</li> <li>ドメスティック・バイオレンス、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの女性に対する暴力などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、社会的・構造的な問題としてとらえ対応していく必要がある。</li> <li>女性に対する暴力の根底には女性の人権の軽視があることから、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図り、その根絶が強く求められている。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを取り巻く環境は、生活スタイルの変化や少子化・核家族化の進行、学歴重視の社会意識により、大きく変化</li> <li>社会変化の中で、人と人との関係は希薄になり、子育てに不安を感じる親が増加したり、子どもの自立や共生の力を育む機会が減少</li> <li>特に最近では児童虐待や不登校、いじめなどが問題化</li> <li>児童虐待を防止するための施策や、一人一人の個性を認め尊重する教育などを実施してきたものの、未だ問題の解決には至っていない。</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大人は子どもを一人の個人として認め、そして子ども自身も、自分に誇りと自信を持ち、それぞれの個性を認め尊重する意識を育むことができるよう、支援体制の整備が必要である。</li> <li>子どもが自由に自分の意見を言い、相手の意見を理解しながら、お互いの関係を新しい次元に高めていくような体験を積む必要がある。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>明るく活力ある高齢社会を実現するためには、高齢者が、健康で生きがいをもち安心して暮らせることが重要</li> <li>核家族化の進行や生活様式の多様化などにより、家庭や地域において若い世代と高齢者がふれあう機会が減少</li> <li>要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重くなっており、介護疲れの結果、家族の人間関係が損なわれ、介護を必要とする高齢者が放棄されたりする事態が生じている。</li> <li>痴呆性高齢者などが悪徳商法にだまされたり、財産を勝手に処分されたりするなどの問題も生じている。</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が増加していることから、家に閉じこもりがちな高齢者や一人暮らし高齢者の孤独感や疎外感を解消することが必要である。</li> <li>子供たちや若者が、高齢者に自然に接することができ、お互いが理解しあい、お互いを思いやれるような温かい福祉の心を育むことが必要である。</li> <li>高齢者の人権に配慮した社会づくりを推進するとともに、高齢者の権利を守るための仕組みが必要である。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者は年々増加する傾向にあり、障害の重度化や重複化、障害者の高齢化が進行</li> <li>障害者への無理解や偏見もあり、障害者の自立や社会参加を困難なものにしている。</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害及び障害者に対する正しい理解と認識を育むためには、啓発活動とともに、学校、地域社会、家庭、職場など様々な場において、教育を推進していくことが重要</li> <li>実際に障害者との交流・ふれあいを深めるための様々な場を充実する必要がある。</li> <li>障害者が、可能な限りその適正と能力に応じて就労の場に就き、職業を通じて社会経済活動に参加し、安定した生活と生きがいを見いだしていくことは障害者の自立と社会参加の促進に重要</li> <li>障害者の雇用の確保が課題</li> <li>障害者にとって住み良い生活環境の整備が必要である。</li> <li>「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり」を市と市民・事業者が協働で推進していくことが必要である。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同和問題の解消に向け、啓発活動を実施してきたものの、平成14年に実施した世論調査においては、4人に1人が同和関係者に対する人権侵害があると回答</li> <li>同和問題は怖い問題であり避けたほうがよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとに様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為、いわゆるえせ同和行為が横行している。</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、教育及び啓発を積極的に推進することが、今後に残された課題</li> <li>同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」について、関係行政機関、企業、関係団体等との連絡を通して、啓発、排除に努めていく必要がある。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者に対する差別や偏見が存在している。</li> </ul> <p>H I V感染者 <b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>21世紀を担う青少年をエイズから守るために、学校教育の一環として性教育を積極的に推進することが課題</li> <li>エイズに対する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、これらの人々を支援し、共に生きる社会を構築していくことが求められている。</li> </ul> <p>ハンセン病患者 <b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病患者の高齢化、後遺障害等の実態を踏まえ、医療・福祉等の処遇の確保に万全を期すとともに、社会復帰が円滑に行われ、今後の社会生活に不安がないよう、その支援策の充実を図る必要がある。</li> <li>様々な場を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努め、社会に根強く存在する差別や偏見の解消に向けて、さらに一層の努力をすることが求められている。</li> </ul>	<p><b>(現状)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人登録者数の増加に伴い、保健・医療、労働、教育など日常生活のあらゆる分野で外国人と地域社会とのかかわりが深くなってきている。</li> <li>日本に住む外国人に対して、言語、宗教、生活習慣等の違いから、就労に際しての差別のほか、アパートやマンションへの入居拒否、店舗等への立ち入り制限など様々なトラブルが発生している。</li> </ul> <p><b>(課題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グローバル化や情報化の潮流の中、多様性が基本となるこれからの地域社会にあっては、自立した個人がお互いの違いを認め合いながら共存していく意識を醸成するため、外国人と日本人が相互に理解を深め、人権を尊重し合う、「心のバリアフリー」を進める必要がある。</li> <li>日本人だけを対象としてきた社会のシステムを見直し、外国人も日本人と同じように、一市民として安心して暮らしていけるような住みやすい環境を整備し、国際化のまちづくりを行っていく必要がある。</li> </ul>

	女性	子ども	高齢者	障害者	同和問題	感染症患者等	外国人
(3) 施策の基本方向	<b>ア 男女共同参画の形成に向けた意識の変革</b> (ア) 男女平等意識の啓発 (イ) 男女平等意識を育む学校教育の推進 (ウ) 男女の性別にとらわれない家庭教育・社会教育の充実 (エ) 労働の分野におけるパートナーシップの促進 (オ) メディア情報を主体的に考えるようにするための意識啓発の推進  <b>イ 女性の人権の尊重</b> (ア) 性と健康に関する教育の推進 (イ) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の推進 (ウ) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (エ) 被害女性の相談事業の充実	<b>ア 子どもの人権を尊重する意識啓発及び教育の推進</b> (ア) 子どもの人権を尊重する意識の啓発 (イ) 生命を尊重する心の育成 (ウ) 個性を認め尊重する取組の推進 (エ) 相談体制等の充実  <b>イ 子どもの育ちを支援する施策の充実</b> (ア) 子どもの育ちを支援する市民全体の意識の啓発 (イ) 子どもが参加できる取り組みの推進 (ウ) 子どもの育ちを支援する体制の整備  <b>ウ 児童虐待の防止及び親子の立ち直り支援の推進</b> (ア) 虐待を許さない市民意識の醸成 (イ) 虐待防止のための意識啓発と体制の整備 (ウ) 親子の立ち直り支援の推進	<b>ア 教育の充実及び啓発活動の推進</b> (ア) 学校教育の充実 (イ) 啓発活動の推進  <b>イ 社会参加の促進と交流の推進</b> (ア) 社会活動への参加促進 (イ) 世代間交流の促進 (ウ) 生涯学習の機会の確保 (エ) 雇用・就業機会の確保  <b>ウ 成年後見制度等の利用支援</b>  <b>エ 高齢者に配慮した生活環境の確保</b> (ア) 高齢者にやさしい居住環境の確保 (イ) やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりの推進	<b>ア 教育の充実及び交流の促進</b> (ア) 学校教育の充実 (イ) 社会教育の充実 (ウ) 障害児教育の推進 (エ) 交流の促進  <b>イ 広報・啓発活動の推進</b>  <b>ウ 雇用・就業の促進</b> (ア) 職業的自立の促進 (イ) 事業主等への啓発活動の推進  <b>エ 成年後見制度等の利用支援</b>  <b>オ 障害者に配慮した生活環境の確保</b> (ア) 障害者にやさしい居住環境の確保 (イ) やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりの推進	<b>ア 市民意識の啓発推進</b> (ア) 啓発活動の推進 (イ) 人権の擁護 (ウ) えせ同和行為の排除  <b>イ 人権を尊重する教育の推進</b> (ア) 学校教育の充実 (イ) 社会教育の充実	<b>ア 教育・啓発活動の推進</b> (ア) エイズ教育（性教育）の推進 (イ) エイズ・H I V感染に関する啓発・広報活動の推進 (ウ) ハンセン病に関する啓発・広報活動の推進  <b>イ 自立・社会参加の支援</b>	<b>ア 国際理解の推進</b> (ア) 啓発活動の推進 (イ) 各種講座や啓発事業の開催  <b>イ 国際交流の促進</b> (ア) 姉妹都市交流の推進 (イ) 在住外国人との交流の促進  <b>ウ 国際協力の促進</b> (ア) 留学生との交流の促進 (イ) ネットワークづくりの推進  <b>エ 在住外国人との共生</b> (ア) 外国語での情報提供の促進 (イ) 日本語講座の拡充とボランティア日本語教師の養成 (ウ) 相談体制の充実 (エ) 外国人の意見を施策に反映させる機会の拡充  <b>オ 国際交流活動拠点づくり</b>

## 第5章 推進体制等

### 1 推進体制

- ・ 庁内に関係部課長からなる人権施策推進委員会を設置し、毎年度、前年度に各部で実施した具体的な取組の総括と新年度に実施する施策の調整を行う。
- ・ 国、県等の機関と連携、協力し、啓発活動を推進する。

### 2 全市的な取組機運の醸成のための方策の検討

- ・ 人権が尊重されるまちづくり推進の機運を醸成するため、指針策定後必要な方策を引き続き検討する。

## 第 4 章「重要課題への対応」の並び順について

## 1 市のこれまでの考え方について

## (1) これまでの並び順について

女性 子ども 高齢者 障害者 同和問題 感染症患者等 外国人

## (2) 日本人と外国人を分けた理由について

日本人も外国人も基本的人権は保障されるが、外国人に保障される権利や保障の程度は、日本人と全く同一というわけでないため、日本人と外国人を分けた上で、対象人数の多い順に並べた。

## 2 変更案について

## (1) 変更案について

女性 子ども 高齢者 障害者 外国人 同和問題 感染症患者等

## (2) 変更理由について

この指針は、日本人・外国人ともに「人権が尊重されるまちづくり」を目標としていることから、それぞれ保障されている人権が侵害されているという状況に対し、どのように人権教育・啓発に取り組んでいくべきか、その方向性を示すものである。

したがって、保障されている人権の違いによって区分すべきでないため、日本人、外国人を問わず、対象人数の多い順に並べることにする。

## 【参考】

市 案	対象人数	
(1) 女性	223,367	H15.6
(2) 子ども（～18歳）	85,704	H15.6
(3) 高齢者（65歳～）	71,028	H15.6
(4) 障害者	22,042	H13.4
(5) 外国人	7,399	H14.4
(6) 同和問題	311	S50.6 調査
(7) 感染症患者等	232	H15.4（県内）

## 今後の会議日程について

	日 時	場 所	議題等
パブリックコメント関係	平成16年 1月30日(金)から (素案公表) 2月20日(金)まで (意見提出期限)	・ 広報うつのみや2月号 ・ 市ホームページ ・ 地区市民センター ・ 市行政情報センター	1月30日前に公表する素案を送付
第4回	3月19日(金) 午後3時から午後5時 まで	宇都宮市役所 14階D会議室	パブリックコメントで寄せられた意見について 提言書案について